第十八条の十二の二第一項第一号中「第二十五条の十の四第四項」を「第二十五条の十の四第五項」に、「以下この号、次項及び第十八条の十三の四」を「次項及び第三項並びに第十八条の十三の四第一項第三号」に、「）を提出する者」を「）の提出（施行令第二十五条の十の四第一項に規定する提出をいう。次項において同じ。）をする者」に、「者、氏名」を「者又は氏名」に改め、「又は施行令第二十五条の十の四第一項に規定する特定保管勘定若しくは特定信用取引等勘定の設定若しくは廃止に係る特定口座異動届出書を提出する者」を削り、同項第五号を同項第六号とし、同条第二項中「第二十五条の十の四第一項第一号」を「第二十五条の十の四第一項」に、「を提出する」を「の提出をする」に改め、同条第三項中「第二十五条の十の四第二項に規定する財務省令」を「第二十五条の十の四第三項に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「第二十五条の十の四第二項」を「第二十五条の十の四第三項」に改め、同項第二号中「第十八条の十三の二、第十八条の十三の三及び第十八条の十三の五」を「第十八条の十三の二第二号、第十八条の十三の三第三号及び第十八条の十三の五第二項第三号」に改め、同項第三号中「第二十五条の十の四第二項」を「第二十五条の十の四第三項」に改め、同項第四号中「につき」の下に「特定口座源泉徴収選択届出書（」を加え、「を提出して」を「をいう。以下この号及び第十八条の十三の六において同じ。）の提出（同項に規定する提出をいう。第十八条の十三の六において同じ。）をして」に改め、同項第五号中「）につき」の下に「、源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出（」を加え、「又は同条第四項」を「の提出をいう。第十八条の十三の七において同じ。）又は源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書（施行令第二十五条の十の十三第四項」に、「の提出を」を「をいう。以下この号並びに第十八条の十三の七第二項及び第五項において同じ。）の提出（施行令第二十五条の十の十三第四項に規定する提出をいう。第十八条の十三の七第二項において同じ。）を」に、「当該源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を「当該源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出年月日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

３　施行令第二十五条の十の四第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　特定口座異動届出書の施行令第二十五条の十の四第二項に規定する提出をする者の氏名、生年月日及び住所

二　特定口座開設届出書の提出をした金融商品取引業者等の営業所に開設されている特定口座の名称及び記号又は番号

三　当該特定口座に設けられている勘定の種類

四　当該特定口座に新たな勘定を設定しようとする場合には、その設定しようとする勘定の種類

五　当該特定口座に設けられている勘定を廃止しようとする場合には、その廃止しようとする勘定の種類

六　その他参考となるべき事項

第十八条の十三第一項第一号中「この条及び第十八条の十三の四第一項第三号」に、「を提出」を「の提出（施行令第二十五条の十の五第二項第一号に規定する提出をいう。次号において同じ。）を」に改め、同項第五号中「の出国」を「に規定する出国」に、「同項の帰国」を「同条第一項に規定する帰国」に改め、同条第二項第一号中「この条及び第十八条の十三の四第一項」を「この項及び第十八条の十三の四第一項第三号」に、「同号」を「施行令第二十五条の十の五第二項第二号」に改め、同項第三号中「設定する」を「開設する」に改め、同項第五号中「の出国」を「に規定する出国」に、「同項の帰国」を「同条第一項に規定する帰国」に改め、同条第三項中「応じ」を「応じ」に改め、同条第四項第一号中「設定した」を「開設した」に改める。

第十八条の十三の二の見出しを「（特定口座廃止届出書の記載事項）」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　施行令第二十五条の十の七第一項に規定する特定口座廃止届出書の同項に規定する提出（第十八条の十三の四第一項第三号において「特定口座廃止届出書の提出」という。）をする者の氏名、生年月日及び住所

第十八条の十三の三第一号を次のように改める。

一　施行令第二十五条の十の八に規定する特定口座開設者死亡届出書の同項に規定する提出（第十八条の十三の四第一項第三号において「特定口座開設者死亡届出書の提出」という。）をする相続人の氏名及び住所

第十八条の十三の四第一項第二号中「（電磁的方法（施行令第二十五条の九の二第九項に規定する電磁的方法をいう。次号において同じ。）により提供された当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（施行令第二十五条の十の四第一項第一号に規定する電磁的記録をいう。次号において同じ。）を含む。）」を削り、同項第三号中「及び第四項」を「、第四項及び第六項」に改め、「、同条第十四項第二十二号に規定する申出書の写し、当該申出書に添付された割当株式数証明書の写し」を削り、「同項第二十七号イに規定する書類、同条第十五項に規定する」を「特定口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書、特定口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書」に、「第三項」を「第四項」に改め、「（電磁的方法により提供されたこれらの届出書、依頼書又は書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この号において同じ。）」を削り、「、証明書又は申出書」を「又は証明書」に、「特定口座廃止届出書若しくは」を「特定口座廃止届出書の提出若しくは」に、「特定口座継続適用届出書の提出」を「特定口座継続適用届出書の同条第二項第一号に規定する提出」に、「その提出」を「当該特定口座廃止届出書の提出」に、「提出（同項第二号に規定する提出をいう。）」を「同項第二号に規定する提出」に改め、同項第四号中「受けた」の下に「施行令第二十五条の十の七第一項に規定する」を加え、「及び特定口座開設者死亡届出書」を削り、「その提出」を「当該特定口座廃止届出書の同項に規定する提出」に改め、同項に次の一号を加える。

五　当該金融商品取引業者等の営業所の長が提出を受けた施行令第二十五条の十の八に規定する特定口座開設者死亡届出書　当該特定口座開設者死亡届出書の同条に規定する提出があつた日

第十八条の十三の四第四項を同条第六項とし、同条第三項中「書類は、」の下に「施行令第二十五条の十の二第十四項第二十二号に規定する申出書の写し、当該申出書に添付された割当株式数証明書の写し、」を加え、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

５　施行令第二十五条の十の九第六項に規定する財務省令で定める書類は、前項に規定する書類とする。

第十八条の十三の四第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　前項第二号から第五号までに掲げる届出書、依頼書（特定口座内保管上場株式等移管依頼書を除く。以下この項において同じ。）及び書類（第五項に規定する書類を除く。以下この項において同じ。）には、電磁的方法により提供されたこれらの届出書、依頼書及び書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含むものとする。

第十八条の十三の五第二項第十五号中「提出」を「同項に規定する提出」に改める。

第十八条の十三の六第一項第一号中「法第三十七条の十一の四第一項に規定する」を削り、「（以下この条において「特定口座源泉徴収選択届出書」という。）を提出する」を「の提出をする」に改め、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「を提出した」を「の提出をした」に、「を、その」を「（電磁的方法により提供された当該特定口座源泉徴収選択届出書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）を、その」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項第二号中「第四項」を「第六項」に、「第五項」を「第七項」に改め、同項第四号中「第四項第四号及び第五項第三号」を「第六項第四号及び第七項第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

２　法第三十七条の十一の四第一項に規定する財務省令で定める書類は、特定口座源泉徴収選択届出書の提出をする者に係る第十八条の十二第四項に規定する住所等確認書類とする。

３　法第三十七条の十一の四第一項に規定する財務省令で定めるものは、第十八条の十二第一項第二号イに掲げる署名用電子証明書及び同号ロに掲げる情報が記録された同項に規定する電磁的記録とする。